

令和 5年10月 6日

一関信用金庫

口座を開設されるお客さまへのお願い（個人・個人事業主のお客さま）

一関信用金庫（理事長 菅原 一由）は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められている事項に加え、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、口座を開設されるお客さまに下記事項をお願いしております。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設は最寄りの店舗でお手続きください

ご自宅やお勤め先に近い店舗にてお手続きください。お近くの店舗以外で口座を開設される場合には、ご自宅またはお勤め先に近い店舗で口座を開設させていただきます。

なお、すでに当金庫にお取引がある場合には、お取引のある店舗で口座を開設いたします。

2. 多数の口座を開設されることはご遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、そちらの口座をご利用ください。複数口座の開設をご希望であっても、新たな口座の開設をお断りする場合がございます。

なお、当金庫では、普通預金（決済用普通預金を含みます。）をお一人3口座までとしております。

以上

<本件に係るお問合せ先>

当金庫本支店窓口または渉外係までお問い合わせください。